

## 清掃審議会全体スケジュール

回	日程	審 議 内 容		
		一般廃棄物処理 基本計画改定	ごみ処理手数料 (施設搬入分)の改定	ごみ処理手数料 (市民還元事業)の方針
H30 1回	7/10	○施設見学		
2回	11/26	○現状報告 ごみ量推移/現基本計画概要/数 値目標の達成状況/重点課題		
3回	3/19	・ <b>諮問</b> (諮問書提出) ○進め方・基礎情報の説明 全体スケジュール/改定の進め方 /関連法規・計画/市民アンケート報告	<b>諮問</b> (諮問書提出)	<b>諮問</b> (諮問書提出)
H31 1回	4月	○課題整理 ○基本理念、基本方針の検討		
2回	5月	○基本理念、基本方針のまとめ ○施策の検討(1)		○基礎情報の説明(1) 経緯/用途/ごみ処理費の 現状など
3回	6月	○施策の検討(2)		○基礎情報の説明(2) ※上記の予備回
4回	7月	○施策の検討(3)	○基礎情報の説明	
5回	8月	○施策の検討(4) ○答申(案)の検討	○検討 ○意見集約	○方針検討(2) ○意見集約
6回	9月	○ <b>答申</b> (答申書提出=基本計 画概要) ○数値目標検討	<b>答申</b> (答申書提出)	<b>答申</b> (答申書提出)
—	10月	審議会委員の改選		
7回	11月	○基本計画(素案)の検討 ○パブリックコメント実施説明		
—	12月	パブリックコメント募集 (議会報告後～1月中旬まで)		
8回	1月	○パブリックコメント結果報告 ○基本計画(案)の検討		
—	3月	◎次期計画公表		

●新潟市清掃審議会規則

昭和41年3月31日

規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市清掃審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部廃棄物政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

<略>